

一般社団法人 山梨県作業療法士会 休会に関する規程

平成 27 年 7 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規定は、一般社団法人山梨県作業療法士会（以下、本会という）の正会員の特例としての休会に関し必要な事項を定めるものとする。

(休会理由)

第 2 条 正会員は、次の各号の理由により休会することができる。

- (1) 出産・育児、介護
- (2) 長期の病気療養
- (3) その他理事会において承認された理由

(期間)

第 3 条 休会期間は、1 年度単位とし、理事会において休会が承認された日の属する年度の翌年度 4 月 1 日から 3 月 31 日までとする。

2 休会は、最大で 5 回を限度とし、連続的若しくは断続的にとることができる。

(条件)

第 4 条 正会員は、次の各号の条件を満たし、毎年 2 月 1 日から 3 月 31 日までの間に開催される理事会において承認を得ることによって休会することができる。

- (1) 理事会が定める休会届に必要な事項を記入し、休会しようとする年度の前年度の 1 月 31 日までに会長に提出すること
- (2) 休会理由の根拠となる、第三者による証明書（様式は問わない）を前号の届に添付すること。但し、前号の届出時点で証明書の提出が間に合わない場合は、遅くとも休会期間内の 1 月 31 日までに提出すること
- (3) 休会しようとする年度の前年度までの会費が完納されていること
- (4) 過去の休会期間が通算 5 年度に達していないこと

(義務の免除)

第 5 条 休会する正会員は、理事会によって承認された休会期間の会費納入が免除される。

(権利等の停止)

第 6 条 休会する正会員は、次の各号の権利が停止される。

- (1) 理事及び監事候補者選挙の選挙権及び被選挙権
- (2) 総会での議決権
- (3) 本会が主催する学会および研修会への会員としての参加

(4) 広報誌、その他県土会発行物の受取

(復会)

第7条 休会した正会員は、第8条に規定する休会延長若しくは第9条に規定する退会の手続きを行わない限り、翌年度から自動的に復会する。

2 休会中の正会員で、年度途中からの復会を希望する者は、理事会が定める復会届に必要な事項を記入して会長に提出し、当年度の会費を納めることをもって復会することができる。但し、第6条の各号に示した諸権利は、復会手続きが完了した翌日（その日が休業日に当たる場合は、休業日の翌日）から準備を始めて可能となる範囲でのみ行使できるものとする。

(休会延長)

第8条 休会中の正会員で、引き続き翌年度も休会を希望する者は、当該休会期間内の1月31日までに、理事会が定める休会届及び休会理由の根拠となる、第三者による証明書（様式は問わない）を会長に提出し、毎年2月1日から3月31日までの間に開催される理事会において休会の承認を得ることによって休会を延長することができる。但し、当該休会期間が5回目である場合は、休会の延長は認められない。

2 休会延長が理事会で承認されなかった場合、休会中の正会員は、理事会が指定する期限内に第9条に規定する退会の手続きを行わない限り、翌年度から自動的に復会する。

(退会)

第9条 休会中の正会員で、当該休会期間の終了をもって退会を希望する者は、当該休会期間内の1月31日までに、理事会が定める退会届に必要な事項を記入し、会長に提出することとする。

(会員資格の喪失)

第10条 休会中の正会員で、当該休会期間内の1月31日までに、第4条2号に規定する証明書を提出しなかった者は、当該休会期間の年度末をもって会員資格を喪失する。

(規程の変更)

第11条 この規定は、理事会の決議によって変更することができる。

附則

1 この規程は、平成27年7月1日より施行する。